

(令和5年2月20日提出)

令和5年2月議会定例会議案
(令和5年度分)

新 潟 市

令和5年2月議会定例会議案（令和5年度分）

目 次

議案第 1 号	令和5年度新潟市一般会計予算	1
議案第 2 号	令和5年度新潟市国民健康保険事業会計予算	12
議案第 3 号	令和5年度新潟市中央卸売市場事業会計予算	16
議案第 4 号	令和5年度新潟市と畜場事業会計予算	20
議案第 5 号	令和5年度新潟市土地取得事業会計予算	25
議案第 6 号	令和5年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	29
議案第 7 号	令和5年度新潟市介護保険事業会計予算	32
議案第 8 号	令和5年度新潟市公債管理事業会計予算	36
議案第 9 号	令和5年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算	39
議案第 10号	令和5年度新潟市下水道事業会計予算	43
議案第 11号	令和5年度新潟市水道事業会計予算	49
議案第 12号	令和5年度新潟市病院事業会計予算	55
議案第 13号	新潟市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	62
議案第 14号	新潟市死者情報の開示に関する条例の制定について	68
議案第 15号	新潟市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について	76
議案第 16号	新潟市職員退職手当基金条例の制定について	81
議案第 17号	新潟市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	83
議案第 18号	新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につ いて	86
議案第 19号	新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につ いて	88
議案第 20号	新潟市子ども・子育て会議条例及び新潟市特定教育・保育施設及び特定地	

	域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	90
議案第21号	新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する 条例の一部改正について・・・・・・・・	93
議案第22号	新潟市職員定数条例の一部改正について・・・・・・・・	94
議案第23号	新潟市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・	95
議案第24号	新潟市立児童発達支援センター条例の一部改正について・・・・・・・・	96
議案第25号	新潟市ラブホテル建築等規制条例及び新潟市旅館業法施行条例の一部改正 について・・・・・・・・	97
議案第26号	新潟市建築関係手数料条例の一部改正について・・・・・・・・	98
議案第27号	市道路線の認定及び廃止について・・・・・・・・	100
議案第28号	教育委員会委員の選任について・・・・・・・・	123
議案第29号	包括外部監査契約の締結について・・・・・・・・	124

議案第1号

令和5年度新潟市一般会計予算

令和5年度新潟市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ397,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		135,113,612
	1 市民税	64,360,932
	2 固定資産税	50,157,713
	3 軽自動車税	2,452,831
	4 市たばこ税	5,172,058
	5 鉱産税	71,208
	6 入湯税	23,911
	7 事業所税	4,607,696
	8 都市計画税	8,267,263
2 地方譲与税		3,185,420
	1 地方揮発油譲与税	1,212,948
	2 自動車重量譲与税	1,769,345
	3 特別とん譲与税	38,292
	4 航空機燃料譲与税	15,745
	5 石油ガス譲与税	49,090
	6 森林環境譲与税	100,000
3 利子割交付金		37,906
	1 利子割交付金	37,906
4 配当割交付金		500,418
	1 配当割交付金	500,418
5 株式等譲渡所得割交付金		445,193
	1 株式等譲渡所得割交付金	445,193
6 分離課税所得割交付金		123,708

款	項	金額
	1 分離課税所得割交付金	123,708
7 法人事業税交付金		1,531,040
	1 法人事業税交付金	1,531,040
8 地方消費税交付金		21,035,000
	1 地方消費税交付金	21,035,000
9 ゴルフ場利用税交付金		18,164
	1 ゴルフ場利用税交付金	18,164
10 環境性能割交付金		246,029
	1 環境性能割交付金	246,029
11 軽油引取税交付金		5,080,546
	1 軽油引取税交付金	5,080,546
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		8,361
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	8,361
13 地方特例交付金		1,213,000
	1 地方特例交付金	1,142,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	71,000
14 地方交付税		71,595,000
	1 地方交付税	71,595,000
15 交通安全対策特別交付金		231,173
	1 交通安全対策特別交付金	231,173
16 石油貯蔵施設立地対策等交付金		60,290
	1 石油貯蔵施設立地対策等交付金	60,290
17 分担金及び負担金		729,744
	1 分担金	180,896
	2 負担金	548,848
18 使用料及び手数料		7,733,872

款	項	金額
	1 使用料	5,130,213
	2 手数料	2,603,659
19 国庫支出金		68,099,530
	1 国庫負担金	53,709,580
	2 国庫補助金	14,066,996
	3 委託金	322,954
20 県支出金		21,615,900
	1 県負担金	14,987,842
	2 県補助金	5,257,852
	3 委託金	1,321,206
	4 県貸付金	49,000
21 財産収入		1,136,008
	1 財産運用収入	205,851
	2 財産売払収入	930,157
22 寄附金		813,000
	1 寄附金	813,000
23 繰入金		269,086
	1 他会計繰入金	45,667
	2 基金繰入金	223,419
24 繰越金		1
	1 繰越金	1
25 諸収入		19,816,499
	1 延滞金・加算金及び過料	196,002
	2 貸付金元利収入	16,503,360
	3 受託事業収入	203,301
	4 収益事業収入	1,265,029

款	項	金 額
	5 雜入	1,648,807
26 市債		37,061,500
	1 市債	37,061,500
歲	入	合 計
		397,700,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,016,601
	1 議会費	1,016,601
2 総務費		40,979,527
	1 総務管理費	36,285,192
	2 徴税費	3,358,687
	3 戸籍住民基本台帳費	876,335
	4 選挙費	97,640
	5 統計調査費	76,331
	6 人事委員会費	104,079
	7 監査委員費	181,263
3 民生費		126,866,949
	1 社会福祉費	10,123,337
	2 児童福祉費	46,306,424
	3 障がい福祉費	25,527,461
	4 生活保護費	17,389,193
	5 老人福祉費	27,470,526
	6 国民年金費	50,008
4 衛生費		27,494,910
	1 保健衛生費	16,933,059
	2 清掃費	10,561,851
5 労働費		524,696
	1 労働諸費	524,696
6 農林水産業費		6,213,359

款	項	金額
	1 農業費	2,864,427
	2 農地費	3,176,370
	3 水産業費	172,562
7 商工費		12,471,531
	1 商業費	11,101,513
	2 工業費	1,370,018
8 土木費		56,783,057
	1 土木管理費	692
	2 道路橋りょう費	23,913,185
	3 港湾空港費	429,969
	4 都市計画費	23,034,828
	5 公園緑地費	3,221,179
	6 都市排水応急対策費	595,399
	7 建築費	4,112,149
	8 住宅費	1,475,656
9 消防費		10,609,144
	1 消防費	10,609,144
10 教育費		57,706,643
	1 教育総務費	8,042,720
	2 小学校費	25,630,161
	3 中学校費	15,140,226
	4 高等学校費	1,590,833
	5 幼稚園費	414,838
	6 特別支援学校費	1,456,830
	7 生涯学習費	2,714,791
	8 保健給食費	2,716,244

款	項	金額		
11 公債費		49,739,365		
	1 公債費	49,739,365		
12 諸支出金		7,194,218		
	1 普通財産取得費	200,000		
	2 開発公社費	6,994,218		
13 予備費		100,000		
	1 予備費	100,000		
歳	出	合	計	397,700,000

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業脱炭素・SDGs推進事業	13,000
10 教育費	1 教育総務費	通学車両整備事業	44,700

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
償却資産申告書等印刷・封入封かん事業	令和 6年度から 令和 7年度まで	7,400
新潟市納付お知らせセンター運営事業	令和 6年度から 令和 8年度まで	60,000
市民税オンラインシステム経費	令和 6年度から 令和 7年度まで	68,000
私立保育所等整備費補助金	令和 6年度	189,000
新潟市障がい者住宅整備資金融資損失補償 (令和 5年度)	資金を貸付けた日から約定償還期限到来後 2年を経過した日まで	約定償還期限到来後 1年を経過して、なお元利金 (遅延利子を含む。以下同じ。) が回収されなかった場合に当該未回収の元利金を限度として融資期間に対して損失補償する。
亀田清掃センター蒸気タービンガバナ更新事業	令和 6年度	25,000
新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金損失補償 (令和 5年度)	令和 5年度から 令和22年度まで	新潟県信用保証協会が新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金のための信用保証による代位弁済をした場合に、その損失を限度として当該信用保証協会に対して損失補償する。
地域環境保全林整備事業用地先行取得契約 [相手方 新潟市土地開発公社]	令和 5年度から 令和 6年度まで	230,000
一般国道 402号獅子ヶ鼻大橋橋りょう架替事業 (令和 5年度)	令和 6年度	300,000
主要地方道新潟中央環状線 (嘉瀬・割野工区) 道路整備事業 (令和 5年度)	令和 6年度	200,000
都市計画道路新町・大久保線事業用地先行取得契約 [相手方 新潟市土地開発公社]	令和 5年度から 令和 6年度まで	75,300
都市計画道路秋葉程島線事業用地先行取得契約 [相手方 新潟市土地開発公社]	令和 5年度から 令和 6年度まで	152,000
道路橋りょう維持補修事業 (令和 5年度)	令和 6年度	200,000
橋りょう定期点検事業	令和 6年度	20,000
秋葉消防署大規模改修事業	令和 6年度	318,000
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務 (令和 5年度)	令和 5年度から 令和15年度まで	元金1,080,000,000千円及び当該額に対する利子相当額
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務 (グリーンボンド) (令和 5年度)	令和 5年度から 令和15年度まで	元金109,800,000千円及び当該額に対する利子相当額
新潟市土地開発公社事業資金融資債務保証	令和 5年度から 令和 6年度まで	新潟市土地開発公社が令和5年度に市長の承認する金融機関から事業資金を借り入れる場合、総額7,000,000千円に約定利息を加えた額を限度として公有地の拡大の推進に関する法律によりその債務を保証するものとする。

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	2,400	普通 貸借 又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方 公共団体金融機構資金 について利率の見直し を行った後においては 、当該見直し後の利率	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又は2期に償還する。た だし、財政の都合により据置期間中であって も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利 債に借り換えることができる。
防災設備整備事業費	142,500			
コミュニティ施設整備事業費	279,000			
文化施設等整備事業費	95,800			
体育施設整備事業費	33,200			
保育所整備事業費	85,300			
ひまわりクラブ整備事業費	5,200			
児童相談所整備事業費	57,900			
障がい福祉施設整備事業費	103,300			
老人福祉施設整備事業費	737,200			
水道事業出資金	441,000			
斎場整備事業費	120,000			
農業施設整備事業費	22,500			
林道整備事業費	2,200			
団体営土地改良事業費	141,400			
農道整備事業費	11,800			
県営土地改良事業費負担金	467,900			
漁港整備事業費	19,100			
商工施設整備事業費	100,800			
観光施設整備事業費	100,000			
道路橋りょう整備事業費	12,459,300			
急傾斜地整備事業費	11,200			
港湾施設整備事業費	15,600			
新潟空港整備事業費負担金	156,600			
都市計画施設整備事業費	421,200			
雨水排水対策事業費	170,000			
街路事業費	2,707,500			
公園緑地整備事業費	996,200			
都市排水応急対策事業費	128,400			
公共建築物保全適正化推進事業費	3,251,000			
公営住宅整備事業費	339,900			
消防施設整備事業費	567,300			
小学校整備事業費	903,500			
中学校整備事業費	562,200			
高等学校整備事業費	67,300			
幼稚園整備事業費	800			
給食施設整備事業費	44,400			
文化施設等災害復旧事業費	37,600			
臨時財政対策費	11,253,000			

議案第 2 号

令和 5 年度新潟市国民健康保険事業会計予算

令和 5 年度新潟市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 0, 7 3 6, 4 1 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した負担金補助及び交付金の予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		12,327,911
	1 国民健康保険料	12,327,911
2 国民健康保険税		2,959
	1 国民健康保険税	2,959
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 国庫支出金		31,292
	1 国庫補助金	31,292
5 県支出金		52,088,581
	1 県補助金	52,088,581
6 財産収入		403
	1 財産運用収入	403
7 繰入金		6,162,832
	1 他会計繰入金	6,162,831
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		122,435
	1 延滞金・加算金及び過料	49,000
	2 雑入	73,435
歳 入	合 計	70,736,415

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,583,346
	1 総務管理費	1,580,116
	2 徴収費	1,799
	3 運営協議会費	1,431
2 保険給付費		51,343,945
	1 療養諸費	44,645,203
	2 高額療養費	6,550,902
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	87,539
	5 葬祭諸費	59,300
	6 傷病手当金	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		17,019,455
	1 医療給付費分	11,310,542
	2 後期高齢者支援金等分	4,436,089
	3 介護納付金分	1,272,824
4 保健事業費		680,681
	1 保健事業費	64,736
	2 特定健康診査等事業費	615,945
5 基金積立金		25,988
	1 基金積立金	25,988
6 諸支出金		83,000
	1 償還金及び還付加算金	83,000
歳 出	合 計	70,736,415

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新潟市納付お知らせセンター運営事業	令和 6年度から 令和 8年度まで	45,000

議案第 3 号

令和 5 年度新潟市中央卸売市場事業会計予算

令和 5 年度新潟市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 8 4, 5 0 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場収入		423,077
	1 使用料	423,076
	2 手数料	1
2 財産収入		123,217
	1 財産運用収入	123,217
3 繰入金		566,224
	1 他会計繰入金	504,471
	2 基金繰入金	61,753
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		124,484
	1 雑入	124,484
6 市債		147,500
	1 市債	147,500
歳 入	合 計	1,384,503

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 中央卸売市場費		530,518
	1 市場費	530,518
2 公債費		853,620
	1 公債費	853,620
3 基金積立金		65
	1 基金積立金	65
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	1,384,503

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場施設整備事業費	147,500	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第4号

令和5年度新潟市と畜場事業会計予算

令和5年度新潟市のと畜場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ696,044千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		132,246
	1 使用料	132,246
2 財産収入		981
	1 財産運用収入	981
3 繰入金		97,916
	1 他会計繰入金	97,916
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		4,500
	1 雑入	4,500
6 市債		460,400
	1 市債	460,400
歳 入	合 計	696,044

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 と畜場費		647,242
	1 と畜場費	647,242
2 公債費		48,702
	1 公債費	48,702
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	696,044

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業	令和6年度から 令和11年度まで	637,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター施設整備事業費	460,400	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 5 号

令和 5 年度新潟市土地取得事業会計予算

令和 5 年度新潟市の土地取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 4 9, 6 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		155,000
	1 財産売払収入	155,000
2 市債		394,600
	1 市債	394,600
歳 入	合 計	549,600

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 土地取得事業費		394,600
	1 事業費	394,600
2 公債費		155,000
	1 公債費	155,000
歳 出	合 計	549,600

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業費	394,600	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み5年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 6 号

令和 5 年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 5 年度新潟市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 0 6 , 9 8 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		5,772
	1 他会計繰入金	5,772
2 繰越金		151,635
	1 繰越金	151,635
3 諸収入		349,578
	1 貸付金元利収入	342,339
	2 雑入	7,239
歳 入	合 計	506,985

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		401,018
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	401,018
2 公債費		105,967
	1 公債費	105,967
歳 出	合 計	506,985

議案第7号

令和5年度新潟市介護保険事業会計予算

令和5年度新潟市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,165,525千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		17,774,122
	1 介護保険料	17,774,122
2 使用料及び手数料		8,320
	1 手数料	8,320
3 国庫支出金		20,520,197
	1 国庫負担金	14,853,470
	2 国庫補助金	5,666,727
4 県支出金		12,602,321
	1 県負担金	11,969,791
	2 県補助金	632,530
5 支払基金交付金		23,010,692
	1 支払基金交付金	23,010,692
6 財産収入		675
	1 財産運用収入	675
7 繰入金		14,244,199
	1 一般会計繰入金	13,337,208
	2 基金繰入金	906,991
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4,998
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑入	4,997
歳 入	合 計	88,165,525

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,397,465
	1 総務管理費	815,215
	2 徴収費	143,642
	3 介護認定調査・審査会費	438,608
2 保険給付費		82,533,114
	1 介護サービス等諸費	75,630,341
	2 介護予防サービス等諸費	2,274,084
	3 その他諸費	42,777
	4 高額介護サービス等費	1,889,136
	5 高額医療合算介護サービス等費	236,411
	6 特定入所者介護サービス等費	2,460,365
3 地域支援事業費		4,234,271
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,594,408
	2 一般介護予防事業費	89,286
	3 包括的支援事業・任意事業費	1,542,565
	4 その他諸費	8,012
4 基金積立金		675
	1 基金積立金	675
歳 出	合 計	88,165,525

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新潟市納付お知らせセンター運営事業	令和 6年度から 令和 8年度まで	9,000

議案第 8 号

令和 5 年度新潟市公債管理事業会計予算

令和 5 年度新潟市の公債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 81,698,809 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		31,490
	1 財産運用収入	31,490
2 繰入金		56,985,319
	1 他会計繰入金	49,737,365
	2 基金繰入金	7,247,954
3 市債		24,682,000
	1 市債	24,682,000
歳入	合計	81,698,809

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		81,698,809
	1 公債費	81,698,809
歳 出	合 計	81,698,809

議案第9号

令和5年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算

令和5年度新潟市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,164,960千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		7,669,095
	1 後期高齢者医療保険料	7,669,095
2 国庫支出金		378
	1 国庫補助金	378
3 繰入金		2,226,616
	1 他会計繰入金	2,226,616
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		268,870
	1 延滞金・加算金及び過料	802
	2 償還金及び還付加算金	22,046
	3 受託事業収入	231,505
	4 雑入	14,517
歳 入	合 計	10,164,960

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		157,426
	1 総務管理費	157,426
2 後期高齢者医療広域連合納付金		9,594,348
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	9,594,348
3 保健事業費		390,639
	1 健康保持増進事業費	390,639
4 諸支出金		22,047
	1 償還金及び還付加算金	22,047
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	10,164,960

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新潟市納付お知らせセンター運営事業	令和 6年度から 令和 8年度まで	6,000

議案第10号

令和5年度新潟市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道への接続世帯数 309,000世帯

(2) 年間有収水量 70,687,000^m³

1日平均有収水量 193,600^m³

(3) 主要な建設改良事業

管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 13,125,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息3,849,965千円の財源に充てるため、企業債53,200千円を借り入れる。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	32,808,225
第1項 営業収益	22,480,068
第2項 営業外収益	10,328,156
第3項 特別利益	1

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	30,801,466
第1項 営業費用	26,949,148
第2項 営業外費用	3,849,965
第3項 特別損失	1,853
第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14,329,209千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額753,099千円、当年度損益勘定留保資金等12,323,198千円及び当年度利益剰余金処分量1,252,912千円で補填するものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	22,733,623
第1項 企業債	16,271,600
第2項 国県補助金	3,487,678
第3項 他会計補助金	2,937,179
第4項 負担金	37,166

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	37,062,832
第1項 建設改良費	14,360,654
第2項 企業債償還金	22,702,178

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
鳥屋野排水区雨水バイパス管3～5 下水道工事	令和6年度から 令和8年度まで	910,000
松浜第2排水区松浜雨水3号幹線 下水道工事	令和6年度から 令和7年度まで	670,000
白山下水道橋耐震補強(P1橋脚)工事	令和6年度から 令和7年度まで	620,000
関屋ポンプ場自家発電設備工事	令和6年度	250,000
山の下ポンプ場No.4雨水ポンプ用 原動機設備工事	令和6年度	150,000
川端ポンプ場計装設備工事	令和6年度	80,000
新町ポンプ場No.3雨水ポンプ用 原動機設備工事	令和6年度	80,000
大曲ポンプ場自家発電設備工事	令和6年度	60,000
木戸ポンプ場No.1、No.2 し渣破碎機制御盤取替工事	令和6年度	20,000
公共下水道建設改良事業	令和6年度	1,500,000
公共下水道維持管理事業	令和6年度	100,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	16,324,800	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,447,463千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,546,599千円である。

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 1 号

令和 5 年度新潟市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度新潟市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------------|----------------------------------|
| (1) | 給水戸数 | 3 3 7, 0 0 0 戸 |
| (2) | 年間総配水量 | 9 5, 4 2 4, 0 0 0 m ³ |
| | 1 日平均配水量 | 2 6 0, 0 0 0 m ³ |
| (3) | 主要な建設改良事業 | |
| | 基幹管路更新事業 | 2, 5 8 5, 8 8 0 千円 |
| | 基幹管路整備事業 | 8 5 9, 6 5 0 千円 |
| | 配水支管更新事業 | 3, 4 6 6, 2 1 0 千円 |
| | 青山浄水場施設整備事業 | 1, 7 8 2, 0 0 0 千円 |
| | 巻取水場施設整備事業 | 5 6 6, 5 0 0 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	17,149,948
第1項 営業収益	15,411,949
第2項 営業外収益	1,590,691
第3項 特別利益	147,308

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	16,318,692
第1項 営業費用	15,530,766
第2項 営業外費用	620,638
第3項 特別損失	162,288
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,568,764千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額962,422千円、当年度損益勘定留保資金5,479,831千円及び建設改良積立金2,126,511千円で補填するものとする。)

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	6,743,098
第1項 企業債	5,688,000
第2項 国庫補助金	336,888
第3項 出資金	441,000
第4項 固定資産売却代金	1
第5項 消火栓設置負担金	68,959
第6項 補償金	208,250

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	15,311,862
第1項 建設改良費	11,744,170
第2項 企業債償還金	3,490,901
第3項 国庫補助金返還金	76,791

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道管路施設情報GISシステムデータ更新業務	令和6年度から 令和7年度まで	40,000
内野配水場送水管更新基本設計業務	令和6年度	59,000
秋葉送水ポンプ井設備更新基本設計業務	令和6年度	14,000
巻浄配水場耐震化実施設計業務	令和6年度	81,000
竹尾配水場施設整備実施設計業務	令和6年度	84,000
取水・浄水・配水施設修理工事	令和6年度	530,000
浄水・配水施設整備工事	令和6年度	864,000
水質自動分析装置設置工事	令和6年度	74,000
配水管布設工事	令和6年度	1,873,000
浄水発生汚泥収集運搬・処分業務	令和6年度	150,000
浄水用薬品購入経費	令和6年度	262,000
水道週間行事企画・運營業務	令和6年度	8,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹管路更新事業	1,771,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
配水支管更新事業	2,210,000			
青山浄水場施設整備事業	1,295,000			
巻取水場施設整備事業	412,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,707,214千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、229,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

議案第12号

令和5年度新潟市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

676床 一般病床 652床

精神病床 16床

感染症病床 8床

(2) 年間患者数

入院患者 208,417人

外来患者 245,673人

(3) 主要な建設改良事業

手術室の陰圧化及びハイブリッド手術室整備事業 306,800千円

特定天井等安全対策事業 159,700千円

ナースコール設備更新事業 316,000千円

市民病院器械備品購入 805,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業収益	27,205,359
第1項 医業収益	23,329,401
第2項 医業外収益	3,865,958
第3項 特別利益	10,000

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業費用	27,775,591
第1項 医業費用	27,309,154
第2項 医業外費用	455,437
第3項 特別損失	10,000
第4項 予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,118,144千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,611千円及び過年度損益勘定留保資金1,114,533千円で補填するものとする。）。

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的収入	2,669,860
第1項 企業債	1,608,400
第2項 補助金	4,004
第3項 負担金交付金	1,057,456

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的支出	3,788,004
第1項 建設改良費	1,665,924
第2項 企業債償還金	2,122,080

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資 本 的 支 出	1 建 設	手術室の陰圧化及び ハイブリッド手術室 整備事業	769,400	令和5年度	306,800
				令和6年度	462,600
	改 良 費	特定天井等安全対策 事業	400,400	令和5年度	159,700
				令和6年度	240,700

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
ハイブリッド手術室医療器械備品整備費	令和6年度	549,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	1,608,400	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用及び特別損失に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(2) 医業費用及び特別損失に計上した職員給与費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,631,711千円

(2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,200,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	磁気共鳴断層撮影装置	1 式
器 械 備 品	血管造影 X 線診断装置	1 式
器 械 備 品	眼科用手術顕微鏡	1 式

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 13 号

新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿等の作成及び公表)

第 3 条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、法第 75 条第 1 項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、当該市の機関が保有している法第 74 条第 2 項第 9 号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号に掲げる事項その他令で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第 75 条第 2 項各号に掲げる個人情報ファイル（法第 74 条第 2 項第 9 号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市の機関は、記録項目の一部若しくは法第 74 条第 1 項第 5 号若しくは第 7 号に掲げる事項を第 1 項に規定する帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に

規定する帳簿に掲載しないことができる。

(開示すべき情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)第6条第2号ただし書エに掲げる情報のうち、公務員の氏名に係る部分(同号ただし書エに規定する公示した基準に該当するものを除く。)

(2) 新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書オに掲げる情報であって、公示した基準に該当するもの

(開示請求に係る費用負担)

第5条 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、市の機関が定める方法により、実費の範囲において当該保有個人情報の送付等に要する費用を負担しなければならない。当該保有個人情報が電磁的記録に記載されている場合において、同項の規定により市の機関が定める方法によって開示するときも、同様とする。

2 法第89条第2項の規定による市の機関に対する開示請求に係る手数料は、徴収しない。

(開示請求書)

第6条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第7条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合におい

て、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、市の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正決定等の期限)

第9条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第10条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があると

きは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第11条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
(審議会への諮問)

第12条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟市個人情報保護条例の廃止)

第2条 新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第12条第2項の規定によるその職務又は事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 施行日前において旧実施機関から旧条例第12条第1項に規定する受託した事務又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき市が指定するものが行う当該指定に係る公の施設の管理に関する事務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第13条第1項から第4項まで、第19条第1項又は第22条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第2号に規定する行政文書（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 4 指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号に規定する指定管理者保有文書（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者が、施行日前においてその事務に関して知り得た旧条例第2条第11号に規定する指定管理者保有個人情報を施行日以後に自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 7 第3項から前項までの規定は、新潟市外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。
- 第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第 1 4 号

新潟市死者情報の開示に関する条例の制定について

新潟市死者情報の開示に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市死者情報の開示に関する条例

(趣旨)

第 1 条 市の機関が保有する死者情報の開示については、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市の機関 新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年新潟市条例第 号）第 3 条第 1 項に規定する市の機関をいう。

(2) 死者情報 新潟市情報公開条例（昭和 6 1 年新潟市条例第 4 3 号）第 6 条第 2 号に規定する個人に関する情報のうち、死者に関するもの（市の機関が保有する行政文書に記録された情報に限る。）をいう。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 1 項に規定する生存する個人に関する情報を除く。

(3) 行政文書 新潟市情報公開条例第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。

(開示請求者)

第 3 条 次に掲げる者は、死者情報の開示の請求をすることができる。

(1) 死者の死亡当時における配偶者並びに死者の子及び父母

(2) 前号に掲げる者がいない場合は、死者の二親等以内の血族及び死亡当時における一親等以内の姻族

(3) 死者の相続人

(開示請求の方法)

第4条 開示請求をしようとする者は、市の機関に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする死者情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が定める事項

2 前項に規定する開示請求書の提出に当たっては、市の機関に対し、前条各号に掲げる者であることを証明するために必要な書類で市の機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 市の機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（死者情報の開示義務）

第5条 市の機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る死者情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る死者情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 死者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により死者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、死者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は死者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお死者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが

予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律別表第1に掲げる法人をいう。以下同じ。）の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エに規定する公示した基準に該当するものを除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

エ 新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書オに掲げる情報であって、公示した基準に該当するもの

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は死者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 市の機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該

条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 市の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 市の機関が開示決定をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 市の機関が開示又は不開示の決定をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 地方公営企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第6条 市の機関は、開示請求に係る死者情報の一部に、不開示情報が含まれている場合において、これを容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離する

ことができるときは、不開示情報を除いて開示するものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 市の機関は、開示請求に係る死者情報に不開示情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該死者情報を開示することができる。

(死者情報の存否に関する情報)

第8条 市の機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第9条 市の機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、当該開示請求に係る死者情報を開示するかどうかの決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 市の機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、延長後の期間及び延長の理由を、開示請求者に速やかに書面により通知しなければならない。

3 市の機関は、開示決定等をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。

4 市の機関は、開示請求に係る死者情報の全部又は一部を開示しないことと決定したときは、その内容を記載(不開示の理由がなくなる期日を明示できるときはその期日を付記)した書面により、前項に規定する通知をしなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第10条 開示請求に係る死者情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から4

4日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る死者情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの部分の死者情報については、相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの部分の死者情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第11条 開示請求に係る死者情報に次に掲げる者以外の者（以下「第三者」という。）

に関する情報が含まれているときは、市の機関は開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

(1) 市

(2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人

(3) 開示請求者

2 市の機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の規定により死者情報を開示することとする決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている死者情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第5条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められる場合

(2) 第三者に関する情報が含まれている死者情報を第7条の規定により開示しようとする場合

3 市の機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三

者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、市の機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を開示決定等に係る通知書により通知しなければならない。

（開示の実施及び方法）

第12条 市の機関は、開示決定したときは、開示請求者に対し、速やかに当該死者情報を開示しなければならない。

2 死者情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市の機関が定める方法により行う。

3 市の機関は、行政文書の保存のため必要があるとき、第6条に規定する開示をするとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

（費用負担）

第13条 前条第2項又は第3項の規定による行政文書の写しの交付等を受ける者は、実費の範囲内において当該写しの送付等に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求があった場合の手続）

第14条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟市公文書公開等審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

（1） 当該審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る死者情報の全部を開示することとする場合（当該死者情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（

平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 15 号

**新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について**

新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例**

(新潟市附属機関設置条例の一部改正)

第 1 条 新潟市附属機関設置条例（昭和 35 年新潟市条例第 39 号）の一部を次のように
改正する。

別表市長の部新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の項中

「

1 市長の諮問に応じ、情報公開制度、個人情報保護制度及び公文書管理 　を
制度に関して必要な事項を調査審議すること。

」

「

1 市長の諮問に応じ、情報公開制度及び公文書管理制度に関して必要な 　に、
事項を調査審議すること。

」

「

3 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号。以下「公開条例」という。）
、新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号。以下「保護条例」という。）
及び新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第3号。以下「公文書条例」という。）
の規定に基づき、実施機関に意見を述べること。

を

」

「

3 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号。以下「公開条例」という。）
及び新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第3号。以下「公文書条例」という。）
の規定に基づき、実施機関に意見を述べること。

に

3の2 新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新潟市条例第 号）
第12条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

」

改め、同部新潟市公文書公開等審査会の項中

「

2 保護条例第2条第3号に規定する実施機関の諮問に応じ、保護条例第
27条に規定する審査請求に関して必要な事項を審査すること。

を

」

「

2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求に関して必要な事項を審査すること。

に

2の2 新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第 号）第14条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求に関して必要な事項を審査すること。

」

改める。

（新潟市情報公開条例の一部改正）

第2条 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号の次に次の1号を加える。

（2）の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第9条第1項中「起算して15日」を「14日」に改める。

第9条の2第1項中「起算して45日」を「44日」に、「45日以内に公開」を「当該期間内に公開」に改める。

（新潟市自治基本条例の一部改正）

第3条 新潟市自治基本条例（平成20年新潟市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）」を「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（新潟市債権管理条例の一部改正）

第4条 新潟市債権管理条例（平成26年新潟市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

（新潟市公文書管理条例の一部改正）

第5条 新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

3 市長は、特定歴史公文書に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第2条第1項に規定する個人情報及び新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年条例第 号。以下「死者情報開示条例」という。）第2条第2号に規定する死者情報が記録されている場合には、当該個人情報及び死者情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

第12条第1項第1号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 情報公開条例第6条第2号の2に掲げる情報

第12条第3項中「同項第1号アからオまで」を「同項第1号アからカまで」に改める。

第13条第1項中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第5項中「起算して45日」を「44日」に改める。

第14条の見出し中「本人情報」を「本人情報等」に改め、同条第1項中「この条」を「この項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「死者を本人とする」を削り、

「情報」を「情報であって、死者に関する情報」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 死者情報開示条例第3条各号に掲げる者

第15条第3項中「第12条第1項第1号エ」を「第12条第1項第1号オ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟市公文書管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に第5条の規定による改正前の新潟市公文書管理条例第14条第2項の規定による請求がされた場合における同条に規定する情報の取扱いについては、なお従前の例による。

議案第 16 号

新潟市職員退職手当基金条例の制定について

新潟市職員退職手当基金条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員退職手当基金条例

(設置)

第 1 条 職員（新潟市職員定数条例（昭和 25 年新潟市条例第 16 号）第 2 条に規定する職員（同条第 2 号及び第 3 号に規定する職員を除く。）をいう。）の退職により、退職手当の財源に不足を生じた場合の財源に充てるため、新潟市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる金額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認める場合は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 17 号

新潟市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

新潟市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 26 条の 3 第 1 項並びに同条第 2 項において準用する法第 26 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（法第 26 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第 2 条 高齢者部分休業の承認は、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年新潟市条例第 2 号）第 2 条から第 5 条まで（新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 28 年新潟市条例第 58 号）第 3 条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で行うものとする。

2 法第 26 条の 3 第 1 項の高年齢として条例で定める年齢は、60 歳とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(高齢者部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号。以下「給与条例」という。）第 27 条（新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号。以下「教育職員給与条例」という。）第 3 2 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につ

き、給与条例第20条（教育職員給与条例第28条において準用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（高齢者部分休業をした職員の退職手当の取扱い）

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を新潟市職員退職手当支給条例（昭和28年新潟市条例第54号。以下「退職手当条例」という。）第5条第1項から第6項まで（新潟市教育職員退職手当支給条例（平成28年新潟市条例第60号）第3条の規定により退職手当条例第1条に規定する一般職の職員で法第3条第2項に規定する一般職に属するものの例によることとされる場合を含む。）の規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、退職手当条例第5条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び新潟市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年新潟市条例第 号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び新潟市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認に係る時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（高校割愛教育職員の特例）

第7条 第2条から前条までの規定にかかわらず、教育職員（教育職員給与条例第2条に規定する教育職員をいう。）のうち、高等学校又は中等教育学校に勤務し、教育委員会

が定める者の高齢者部分休業については、新潟県の教育職員の例による。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第18号

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年新潟市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項を次のように改める。

2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料額を、その者に支給すべき給与の額から減額して給与を支給する。

(1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）

(2) 修学部分休業（当該職員が大学その他管理者が指定する教育施設における修学のため、当該修学に必要なと認められる期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）

(3) 高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（新潟市職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟市条例第5号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

(4) 介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活

を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で管理者が指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

(5) 介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 19 号

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 19 年新潟市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項を次のように改める。

2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給料額を、その者に支給すべき給与の額から減額して給与を支給する。

(1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）

(2) 修学部分休業（当該職員が大学その他管理者が指定する教育施設における修学のため、当該修学に必要なと認められる期間中、1 週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）

(3) 高齢者部分休業（当該職員が 60 歳に達した日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（新潟市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年新潟市条例第 5 号）第 2 条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

(4) 介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活

を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で管理者が指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

(5) 介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 20 号

新潟市子ども・子育て会議条例及び新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市子ども・子育て会議条例及び新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市子ども・子育て会議条例及び新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(新潟市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第 1 条 新潟市子ども・子育て会議条例（平成 25 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

(新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 21 号

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 16 号を次のように改める。

（16） 第 3 子以降算定基準子ども 法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。

第 13 条第 4 項第 3 号ウ中「負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下ウにおいて同じ。）」を「第 3 子以降算定基準子ども」に、「負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）」を「第 3 子以降算定基準子ども（その出生の最も早いものから数えて第 3 子以降のものに限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 13 条第 4 項第 3 号ウの規定は、この条例の施行の日以後の副食の提供から適用し、同日前の副食の提供については、なお従前の例による。

議案第 22 号

新潟市職員定数条例の一部改正について

新潟市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員定数条例の一部を改正する条例

新潟市職員定数条例（昭和 25 年新潟市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「4, 196 人」を「3, 826 人」に改め、同条第 5 号中「920 人」を「950 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

新潟市国民健康保険条例の一部改正について

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和 34 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「408,000 円」を「488,000 円」に改める。

第 12 条の 5 の 9 中「200,000 円」を「220,000 円」に改める。

第 17 条第 1 項第 2 号中「285,000 円」を「290,000 円」に改め、同項第 3 号中「520,000 円」を「535,000 円」に改め、同条第 4 項中「200,000 円」を「220,000 円」に改める。

第 21 条の 3 第 2 項中「の雇用保険受給資格者証」を「に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者又は被保険者であった者に係る新潟市国民健康保険条例第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の新潟市国民健康保険条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 24 号

新潟市立児童発達支援センター条例の一部改正について

新潟市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

新潟市立児童発達支援センター条例（平成 27 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 5 条第 16 項」を「第 5 条第 18 項」に改める。

第 7 条第 1 項第 2 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第 3 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

新潟市ラブホテル建築等規制条例及び新潟市旅館業法施行条例の一部改正について

新潟市ラブホテル建築等規制条例及び新潟市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市ラブホテル建築等規制条例及び新潟市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(新潟市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第 1 条 新潟市ラブホテル建築等規制条例（昭和 59 年新潟市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「（昭和 43 年法律第 100 号）」を削る。

別表第 2 第 2 号中「第 29 条」を「第 31 条第 1 項」に改める。

(新潟市旅館業法施行条例の一部改正)

第 2 条 新潟市旅館業法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 29 条」を「第 31 条第 1 項」に改める。

第 10 条中「第 1 条第 3 項第 7 号」を「第 1 条第 2 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

新潟市建築関係手数料条例の一部改正について

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成 21 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表 21 の項を次のように改める。

21 法第 52 条第 6 項第 3 号の規定による建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
-----------------------------------------------------------------------	-----------------

別表 21 の項の次に次の 1 項を加える。

21 の 2 法第 52 条第 10 項、第 11 項又は第 14 項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
--------------------------------------------------------------------	------------------

別表 23 の項中「第 53 条第 5 項」を「第 53 条第 5 項第 1 号から第 3 号まで」に、「制限」を「限度」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

23 の 2 法第 53 条第 5 項第 4 号の規定による建築物の建蔽率に関する限度の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
----------------------------------------------------------------	------------------

別表 25 の項中「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 3 項又は第 4 項各号」に改め、

同表 27 の項の次に次の 1 項を加える。

27 の 2 法第 58 条第 2 項の規定による 高度地区内における建築物の高さの限度 の適用除外に係る許可の申請に対する審 査	1 件につき 160,000 円
----------------------------------------------------------------------------	------------------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

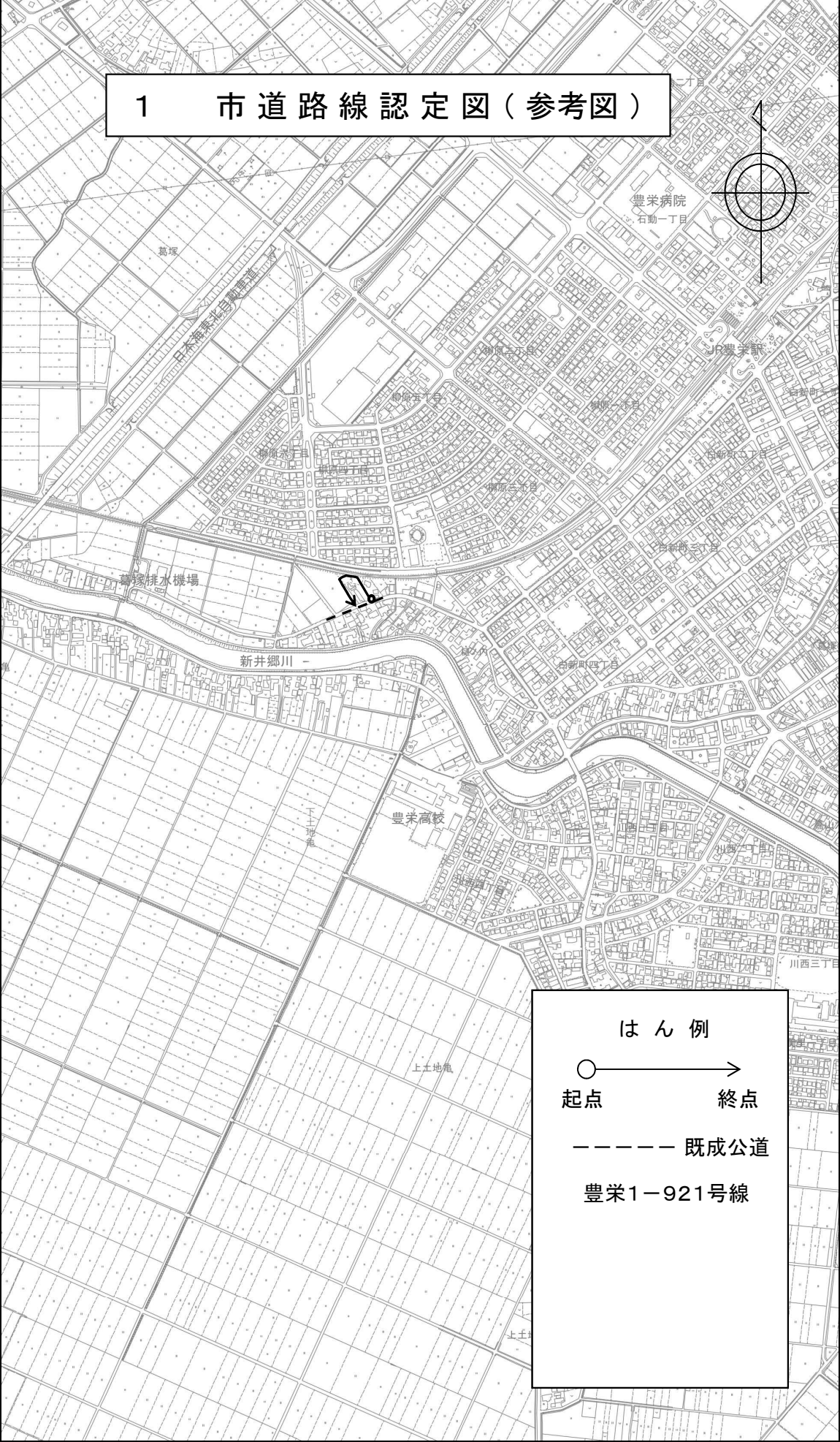
図面 番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
1	豊栄 1 -	新潟市北区下土地亀字樋ノ内 3437 番 1 地先		新潟市北区下土地亀字樋ノ内 3434 番地先
	9 2 1 号線	新潟市北区下土地亀字樋ノ内 3437 番 1 地先		
2	中央 1 -	新潟市中央区文京町 6 番 1 地先		新潟市中央区文京町 6 番 1 地先
	1 9 3 号線	新潟市中央区文京町 6 番 1 地先		
3	南 2 -	新潟市中央区花園一丁目 180 番 3 地先		新潟市中央区天神尾一丁目 78 番 3 地先
	1 7 4 号線	新潟市中央区天神尾一丁目 78 番 5 地先		
3	南 2 -	新潟市中央区花園二丁目 42 番地先		新潟市中央区笹口一丁目 49 番 2 地先
	1 7 5 号線	新潟市中央区笹口一丁目 24 番 3 地先		
3	南 2 -	新潟市中央区長嶺町 7 番 4 地先		新潟市中央区笹口三丁目 31 番 2 地先
	1 7 6 号線	新潟市中央区笹口三丁目 6 番 1 地先		
3	南 2 -	新潟市中央区長嶺町 117 番 6 地先		新潟市中央区長嶺町 193 番 2 地先
	1 7 7 号線	新潟市中央区笹口三丁目 31 番 2 地先		
4	南 8 -	新潟市江南区酒屋町字仲作 955 番 6 地先		新潟市江南区酒屋町字仲作 950 番 1 地先
	2 9 1 号線	新潟市江南区酒屋町字仲作 950 番 1 地先		
5	新津 1 -	新潟市秋葉区小戸上組 332 番 12 地先		新潟市秋葉区小戸上組 332 番 10 地先
	6 5 9 号線	新潟市秋葉区小戸上組 332 番 9 地先		
6	新津 2 -	新潟市秋葉区東金沢 2102 番地先		新潟市秋葉区東金沢 2110 番 3 地先
	6 9 5 号線	新潟市秋葉区金屋 1533 番地先		

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
6	新津 2 -	新潟市秋葉区大安寺 565 番地先	新潟市秋葉区大安寺 540 番地先
	7 1 5 号線	新潟市秋葉区大安寺 517 番 1 地先	
6	新津 2 -	新潟市秋葉区大安寺 1766 番 2 地先	新潟市秋葉区大安寺 2183 番 1 地先
	7 2 0 号線	新潟市秋葉区大安寺 2183 番 1 地先	
7	小須戸 1 -	新潟市秋葉区鎌倉 407 番 1 地先	新潟市秋葉区鎌倉 407 番 1 地先
	3 4 5 号線	新潟市秋葉区鎌倉 407 番 1 地先	
8	白根 2 -	新潟市南区白根字杉菜方 1095 番 2 地先	新潟市南区白根字杉菜方 1095 番 6 地先
	7 2 7 号線	新潟市南区白根字杉菜方 1095 番 4 地先	
9	味方 1 -	新潟市南区吉江字腰廻 711 番 1 地先	新潟市南区吉江字腰廻 708 番 5 地先
	2 3 1 号線	新潟市南区吉江字腰廻 730 番 1 地先	
9	味方 1 -	新潟市南区吉江字居浦 1263 番 1 地先	新潟市南区吉江字腰廻 580 番 1 地先
	2 4 4 号線	新潟市南区吉江字腰廻 578 番地先	
9	味方 1 -	新潟市南区吉江字居浦 1275 番 2 地先	新潟市南区吉江字腰廻 568 番 1 地先
	2 4 6 号線	新潟市南区吉江字腰廻 568 番 1 地先	
1 0	西南 2 -	新潟市西区五十嵐三の町北 10241 番 13 地先	新潟市西区五十嵐三の町 北 10117 番 27 地先
	2 4 8 号線	新潟市西区五十嵐三の町北 10117 番 30 地先	
1 1	西 4 -	新潟市西区坂井字村上 730 番 4 地先	新潟市西区坂井字村上 769 番地先
	1 9 6 号線	新潟市西区坂井字村上 801 番地先	
1 1	西 4 -	新潟市西区坂井字村上 800 番地先	新潟市西区坂井字村上 803 番 1 地先
	1 9 7 号線	新潟市西区坂井字村上 803 番 1 地先	
1 1	西 4 -	新潟市西区坂井字村上 847 番 1 地先	新潟市西区坂井字村上 846 番地先
	1 9 8 号線	新潟市西区坂井字村上 850 番 2 地先	
1 1	西 4 -	新潟市西区坂井字村上 696 番地先	新潟市西区坂井字村上 689 番地先
	1 9 9 号線	新潟市西区坂井字村上 687 番 1 地先	

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 1	西 4 一	新潟市西区坂井字村上 686 番 1 地先	新潟市西区坂井字村上 682 番地先
	2 0 0 号線	新潟市西区坂井字村上 679 番地先	
1 2	黒崎 1 一	新潟市西区善久字新川向 413 番 7 地先	新潟市西区善久字新川向 412 番 11 地先
	4 5 0 号線	新潟市西区善久字新川向 410 番 10 地先	
1 2	黒崎 1 一	新潟市西区善久字新川向 412 番 6 地先	新潟市西区善久字新川向 412 番 16 地先
	4 5 1 号線	新潟市西区善久字新川向 412 番 18 地先	
1 3	西川 2 一	新潟市西蒲区升潟字道上 404 番 1 地先	新潟市西蒲区升潟字居畑 3132 番子地先
	3 8 2 号線	新潟市西蒲区升潟字居畑 3405 番 1 地先	
1 4	岩室 1 一	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 3 地先	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 108 地先
	5 4 3 号線	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 3 地先	
1 4	岩室 1 一	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 90 地先	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 67 地先
	5 4 4 号線	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 4 地先	
1 4	岩室 1 一	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 75 地先	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 69 地先
	5 4 5 号線	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 95 地先	
1 4	岩室 1 一	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 4 地先	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 4 地先
	5 4 6 号線	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 4 地先	
1 4	岩室 1 一	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 45 地先	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 39 地先
	5 4 7 号線	新潟市西蒲区和納字童子 1358 番 65 地先	

2 廃止する路線			
図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
15	一番堀通入船 線2号	新潟市中央区山田町二丁目 3979 番 17 地先	新潟市中央区船見町一丁 目 3980 番地先
		新潟市中央区入船町四丁目 3778 番 4 地先	
16	新津2－ 695号線	新潟市秋葉区東金沢 2102 番地先	新潟市秋葉区東金沢 2110 番 3 地先
		新潟市秋葉区金屋 1527 番地先	
16	新津2－ 715号線	新潟市秋葉区大安寺 565 番地先	新潟市秋葉区大安寺 565 番地先
		新潟市秋葉区大安寺 542 番地先	
16	新津2－ 720号線	新潟市秋葉区大安寺 1771 番地先	新潟市秋葉区大安寺 1766 番 2 地先
		新潟市秋葉区大安寺 2183 番 1 地先	
17	味方1－ 216号線	新潟市南区吉江字野外 381 番 6 地先	新潟市南区吉江字野外 381 番 6 地先
		新潟市南区吉江字野外 381 番 6 地先	
17	味方1－ 231号線	新潟市南区吉江字腰廻 711 番 1 地先	新潟市南区吉江字腰廻 732 番 1 地先
		新潟市南区吉江字腰廻 732 番 1 地先	
17	味方1－ 244号線	新潟市南区吉江字居浦 1263 番地先	新潟市南区吉江字腰廻 588 番地先
		新潟市南区吉江字腰廻 588 番地先	
17	味方1－ 246号線	新潟市南区吉江字腰廻 573 番 2 地先	新潟市南区吉江字腰廻 568 番 1 地先
		新潟市南区吉江字腰廻 568 番 1 地先	
18	西南1－ 913号線	新潟市西区神山字ツル子 192 番 1 地先	新潟市西区神山字ツル子 192 番 1 地先
		新潟市西区神山字ツル子 192 番 1 地先	
18	西南1－ 914号線	新潟市西区神山字ツル子 194 番 1 地先	新潟市西区神山字ツル子 194 番 1 地先
		新潟市西区神山字ツル子 194 番 1 地先	

1 市道路線認定図（参考図）



豊栄病院
台動一丁目



JR豊栄駅

豊栄高校

新井郷川

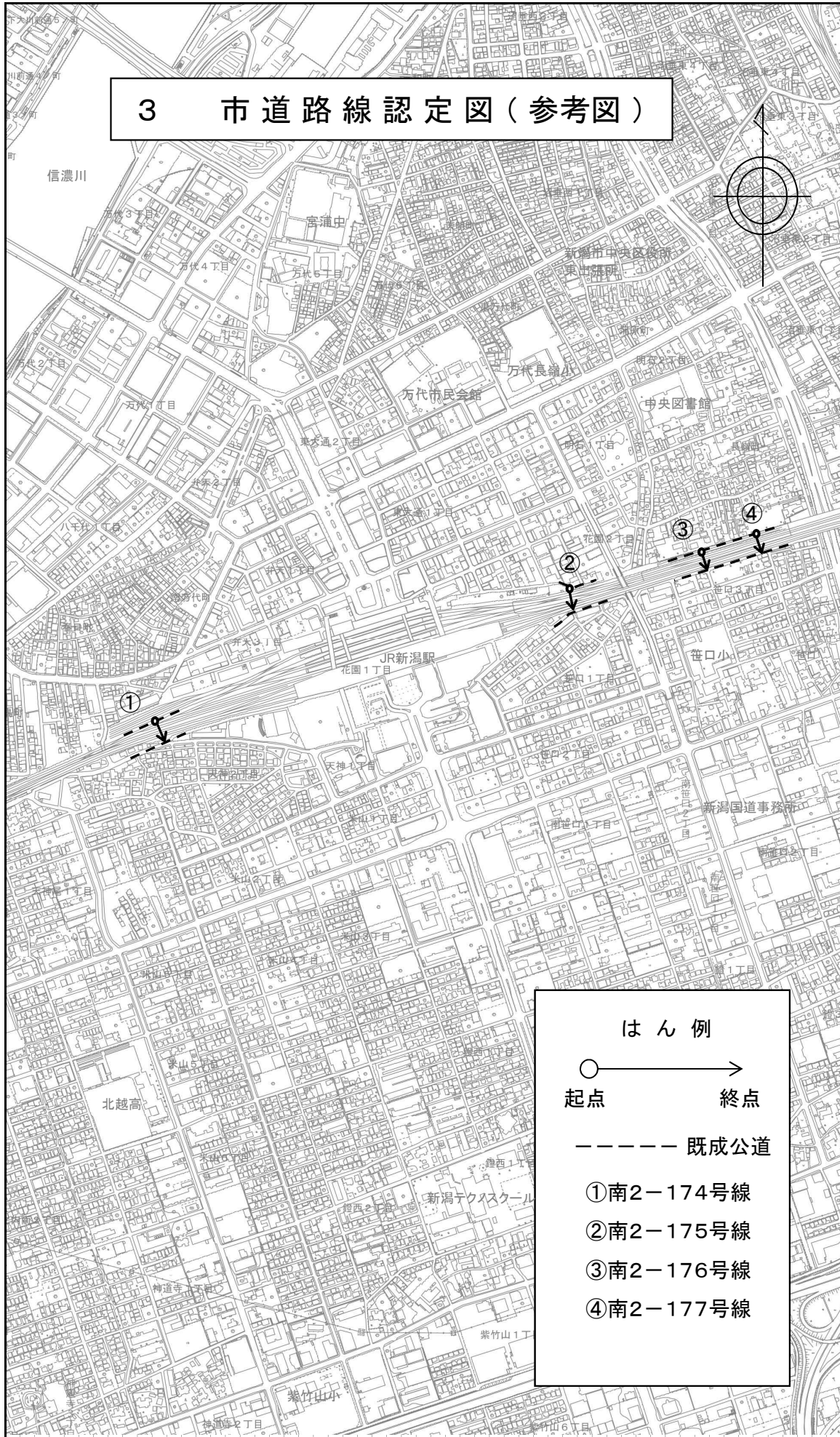
はん例

○ →
起点 終点

----- 既成公道

—— 豊栄1-921号線

3 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ —————> 起点 終点

----- 既成公道

- ①南2-174号線
- ②南2-175号線
- ③南2-176号線
- ④南2-177号線

4 市道路線認定図（参考図）



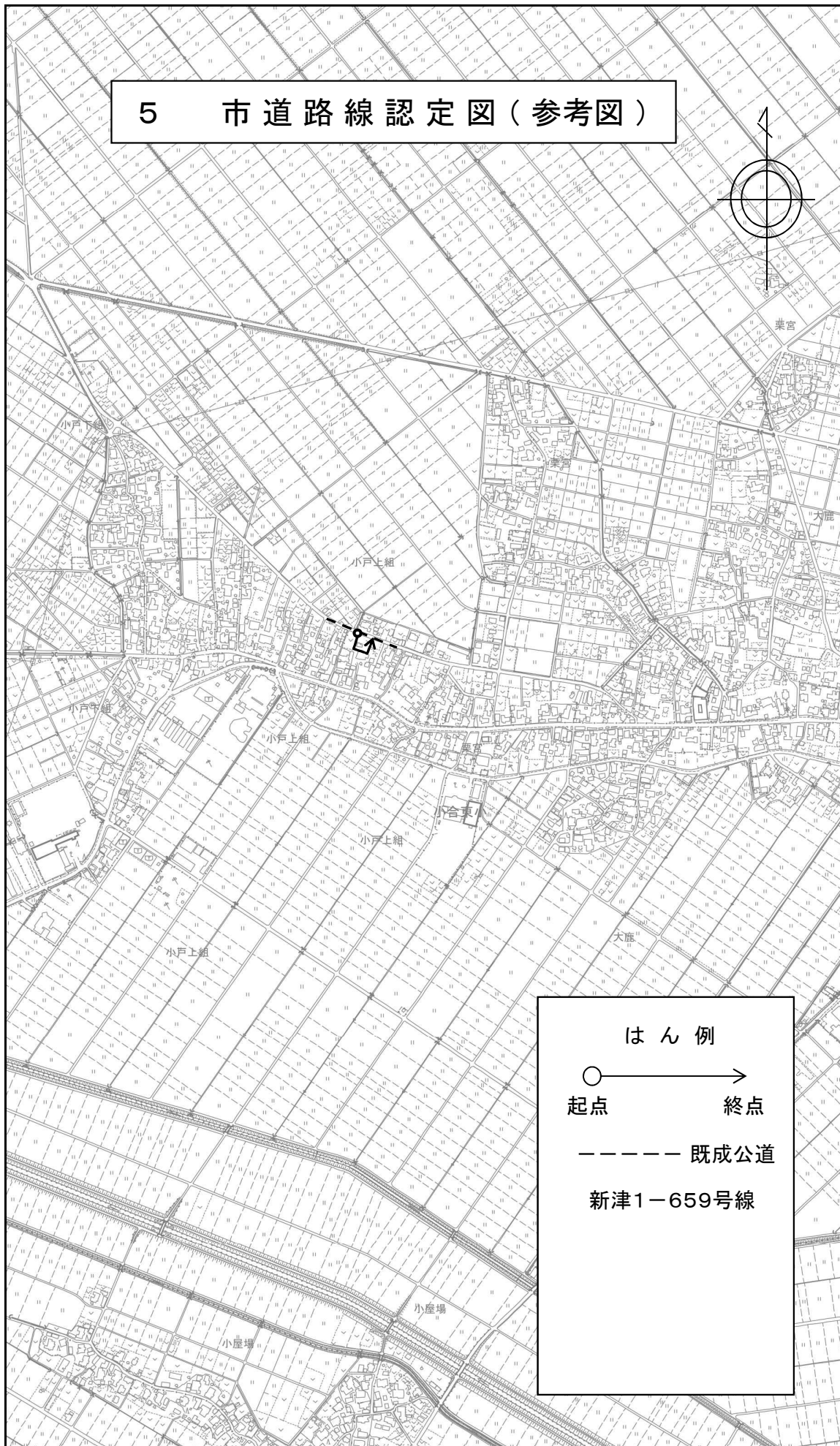
はん例

○ → 起点 終点

----- 既成公道

南8-291号線

5 市道路線認定図（参考図）



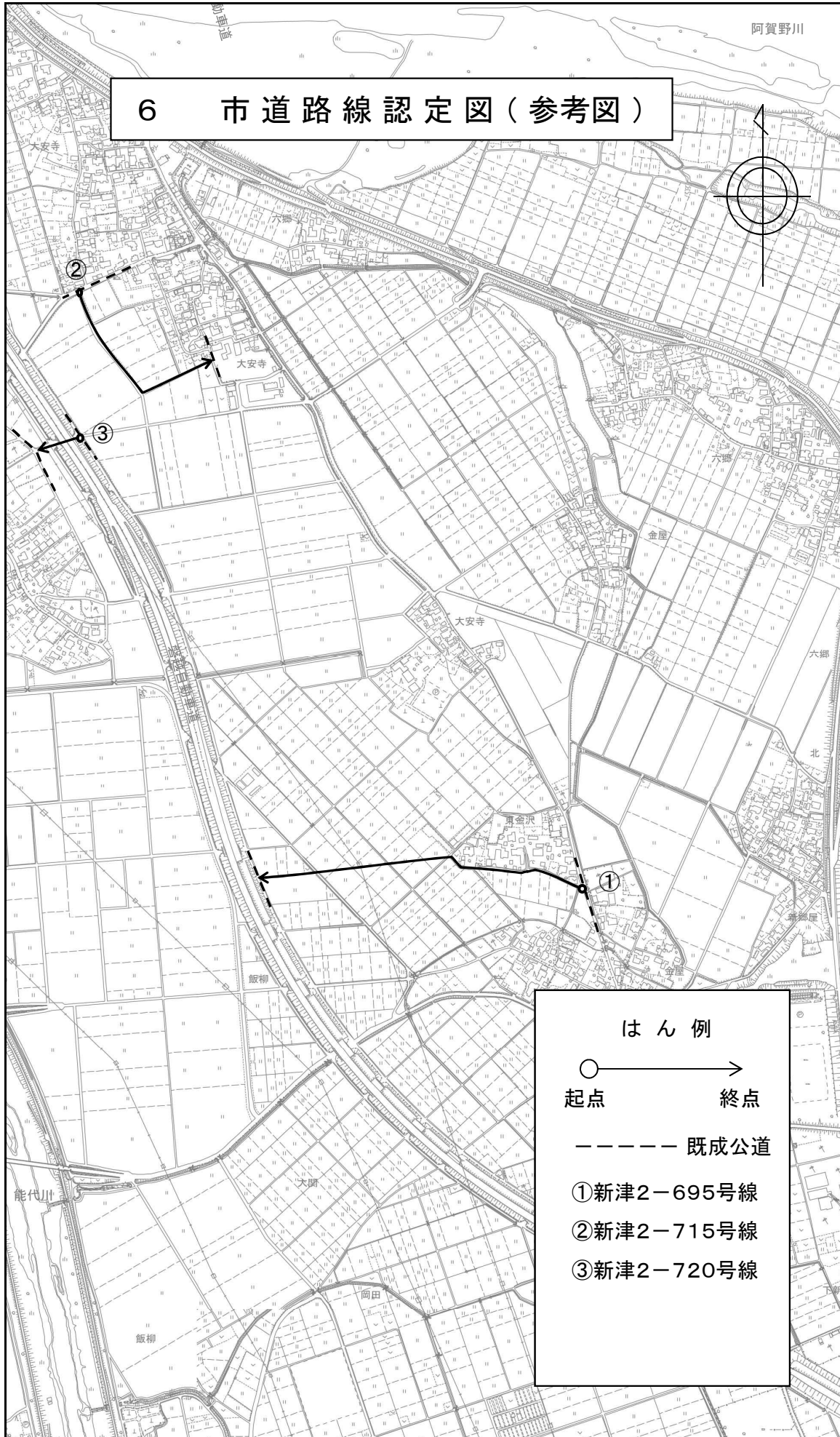
はん例

○ →
起点 終点

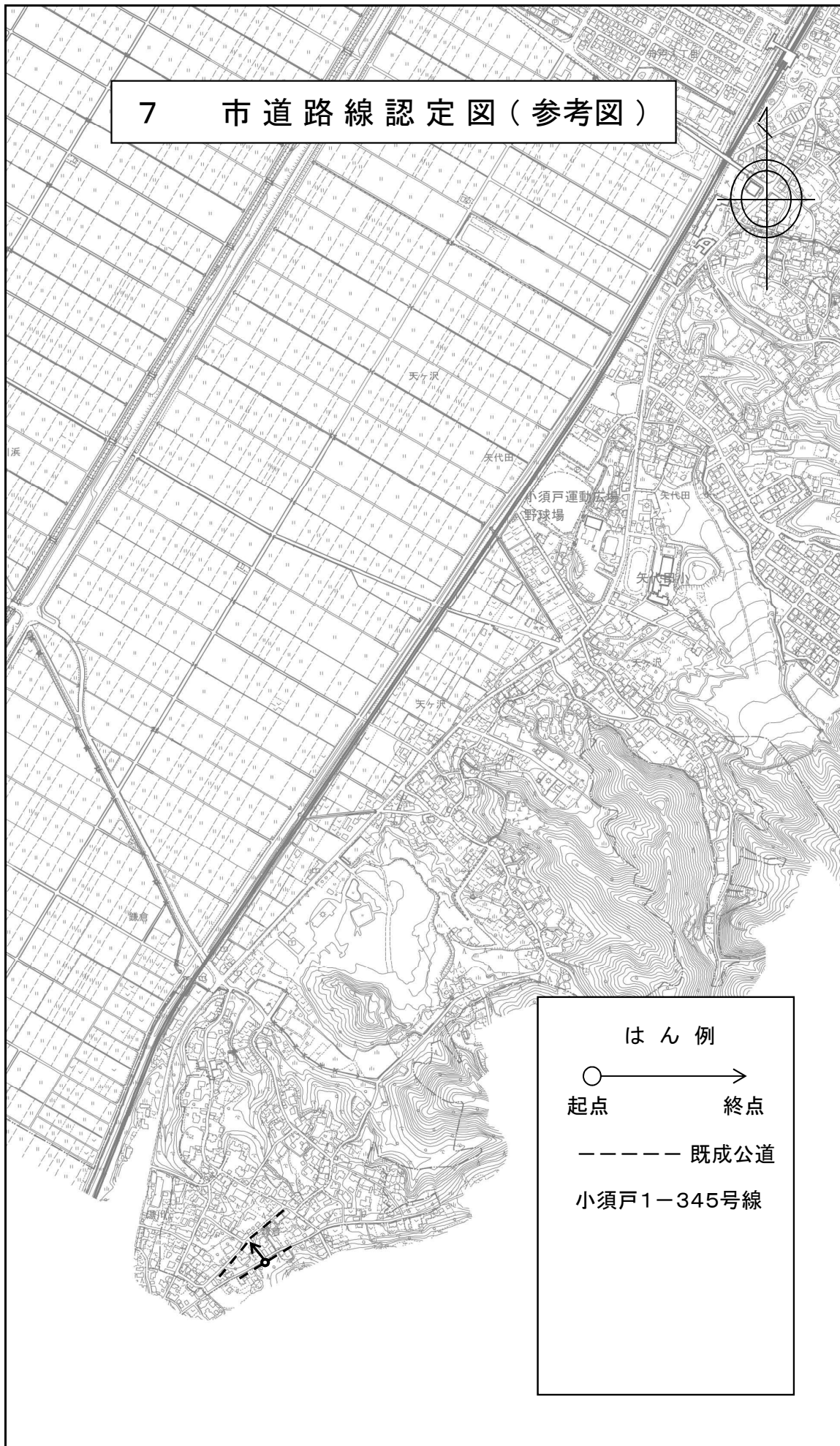
----- 既成公道

新津1-659号線

6 市道路線認定図（参考図）



7 市道路線認定図（参考図）



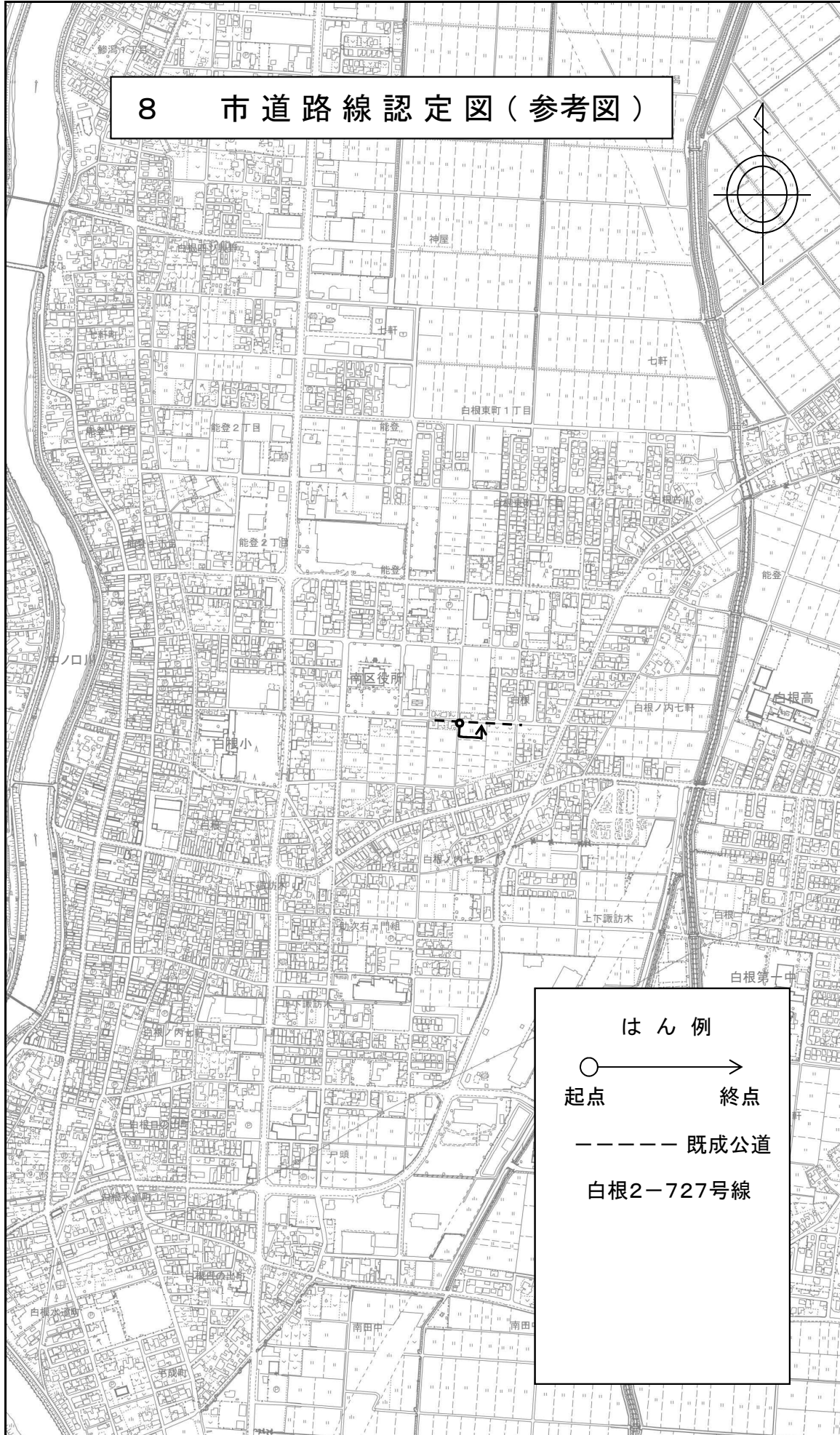
はん例

○ →
起点 終点

----- 既成公道

——— 小須戸1-345号線

8 市道路線認定図（参考図）



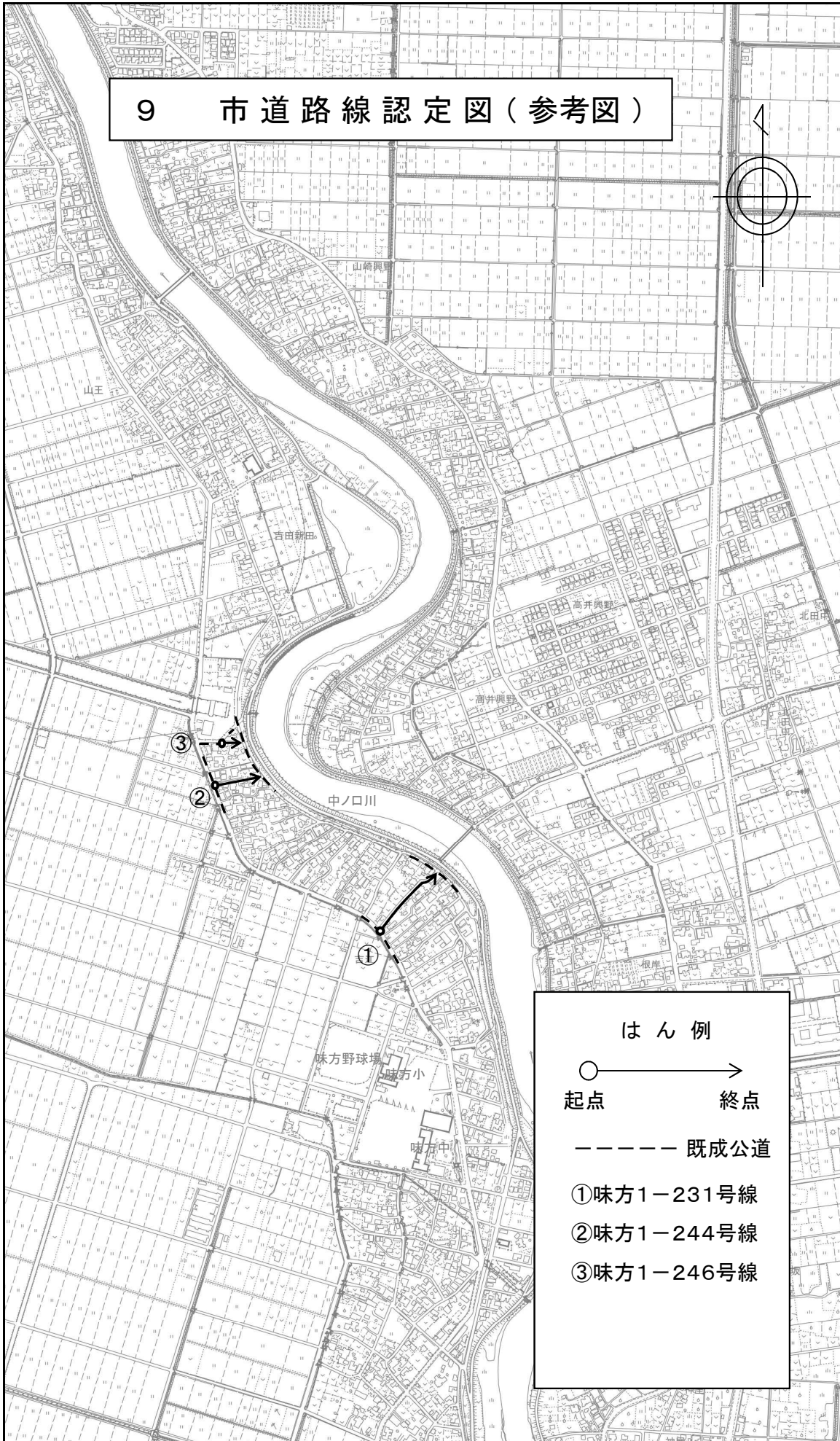
はん例

○ →
起点 終点

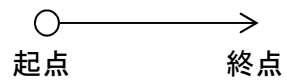
----- 既成公道

白根2-727号線

9 市道路線認定図（参考図）



はん例



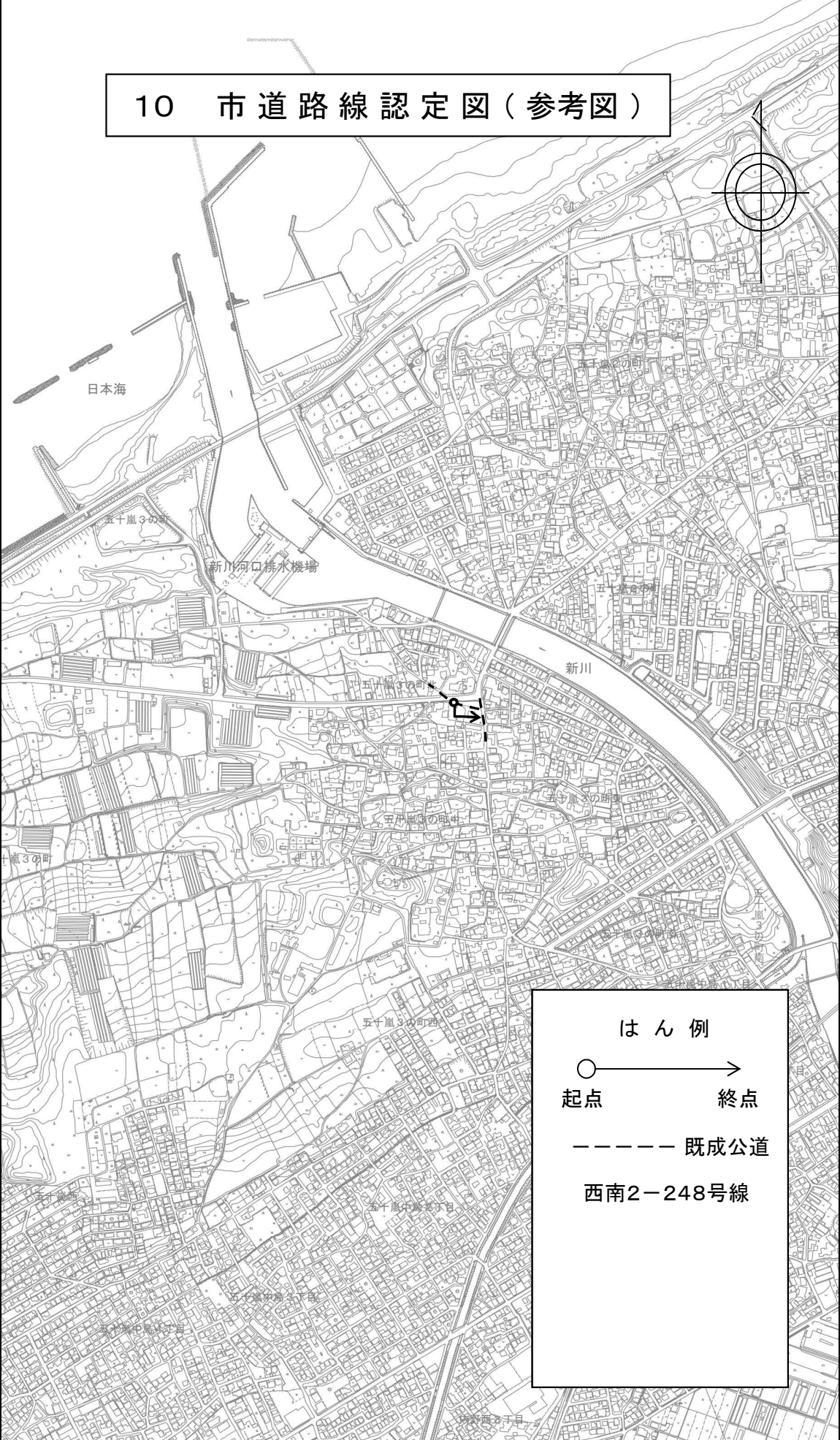
----- 既成公道

①味方1-231号線

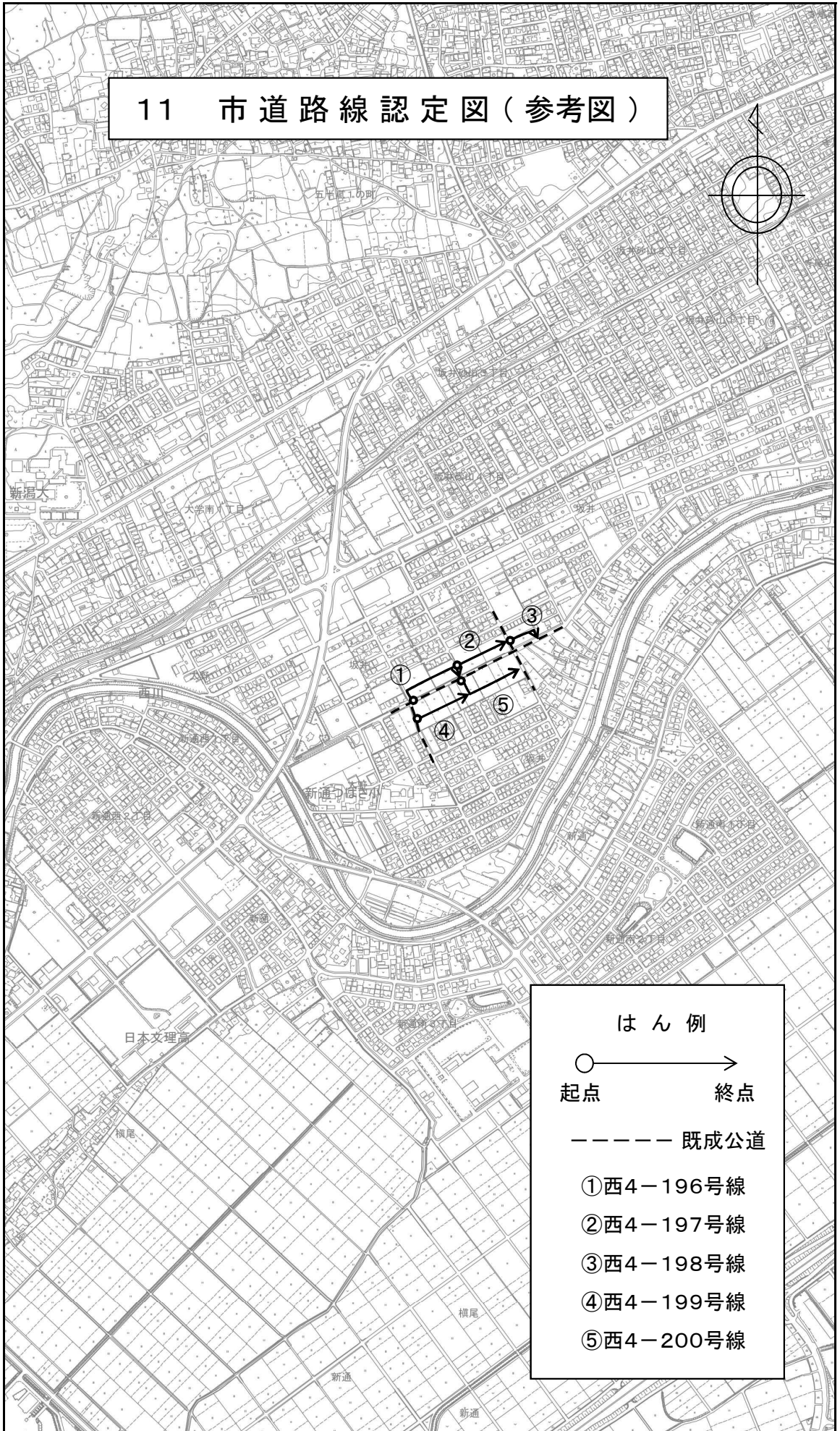
②味方1-244号線

③味方1-246号線

10 市道路線認定図（参考図）



11 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ →
起点 終点

----- 既成公道

①西4-196号線

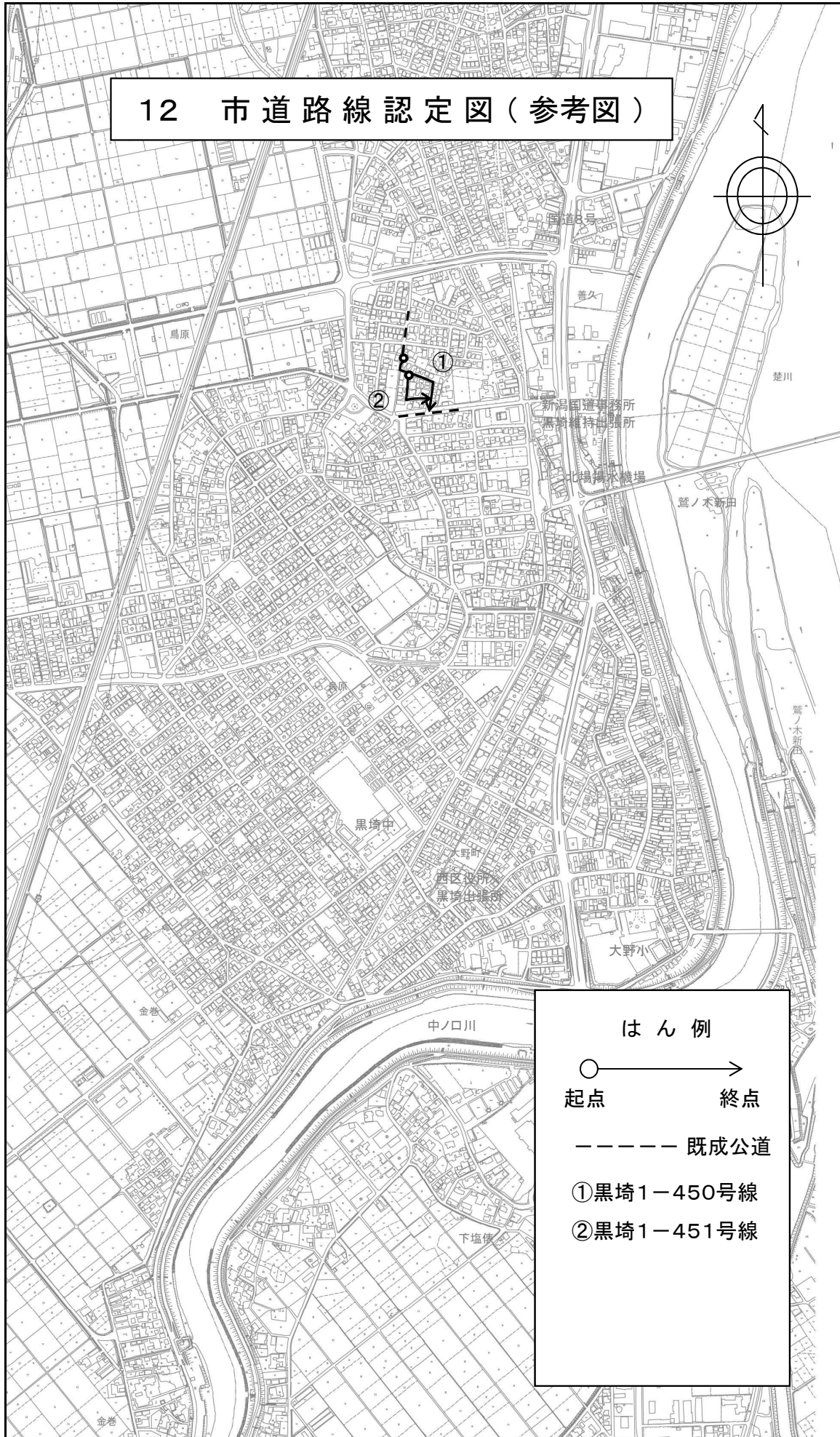
②西4-197号線

③西4-198号線

④西4-199号線

⑤西4-200号線

12 市道路線認定図（参考図）



13 市道路線認定図（参考図）



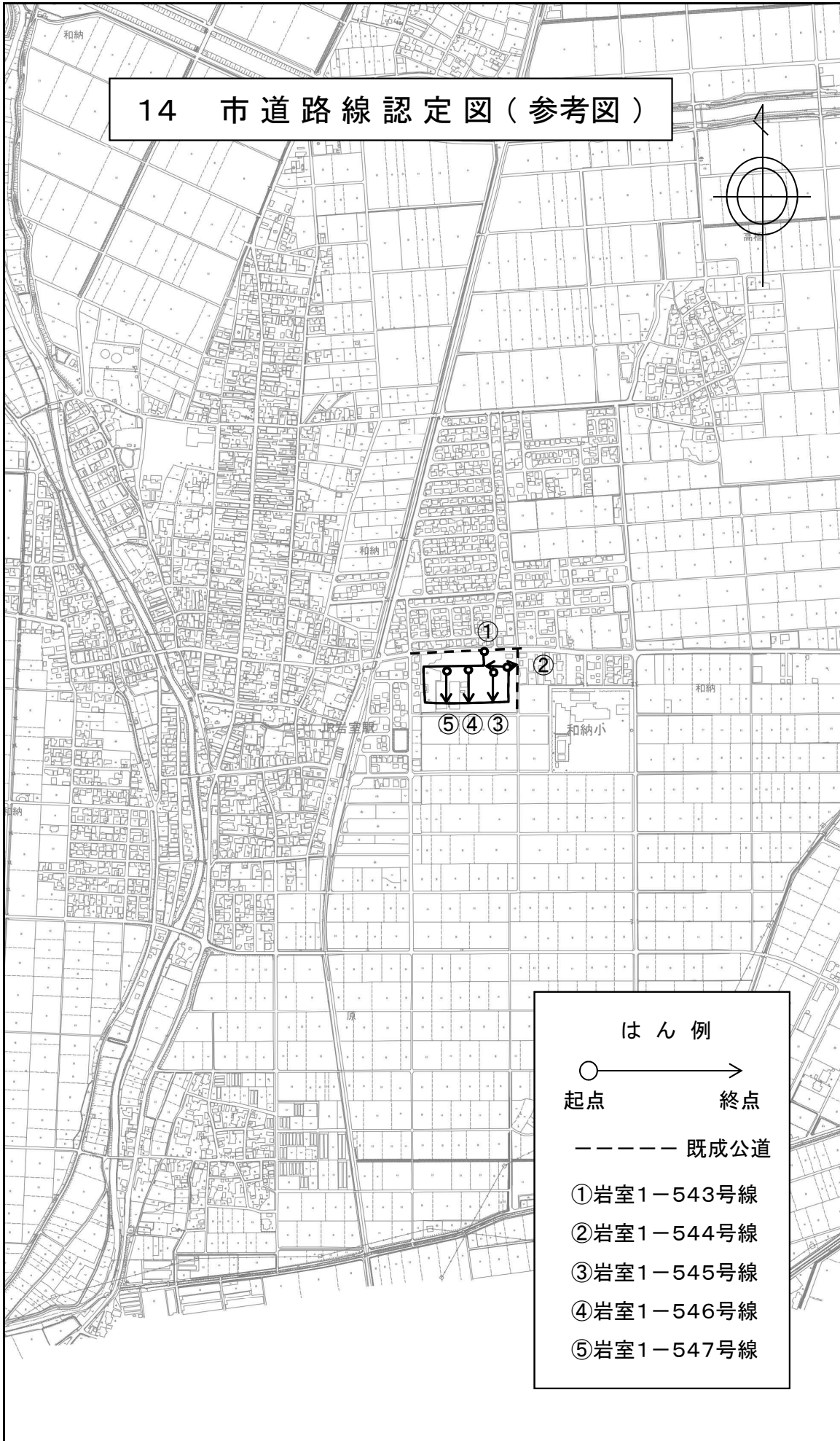
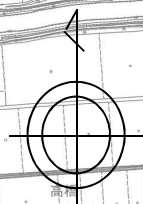
はん例

○ →
起点 終点

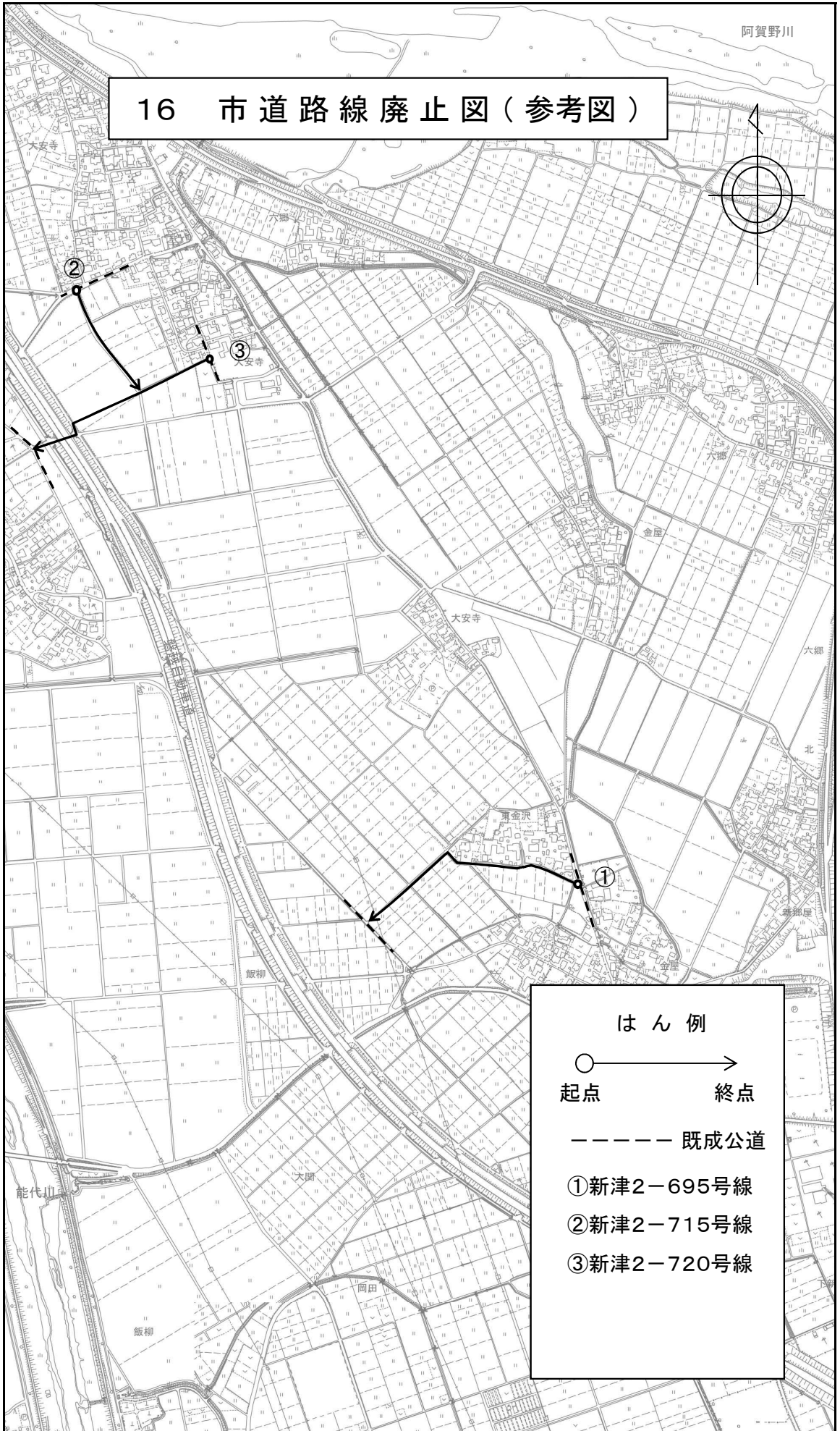
----- 既成公道

西川2-382号線

14 市道路線認定図（参考図）



16 市道路線廃止図（参考図）



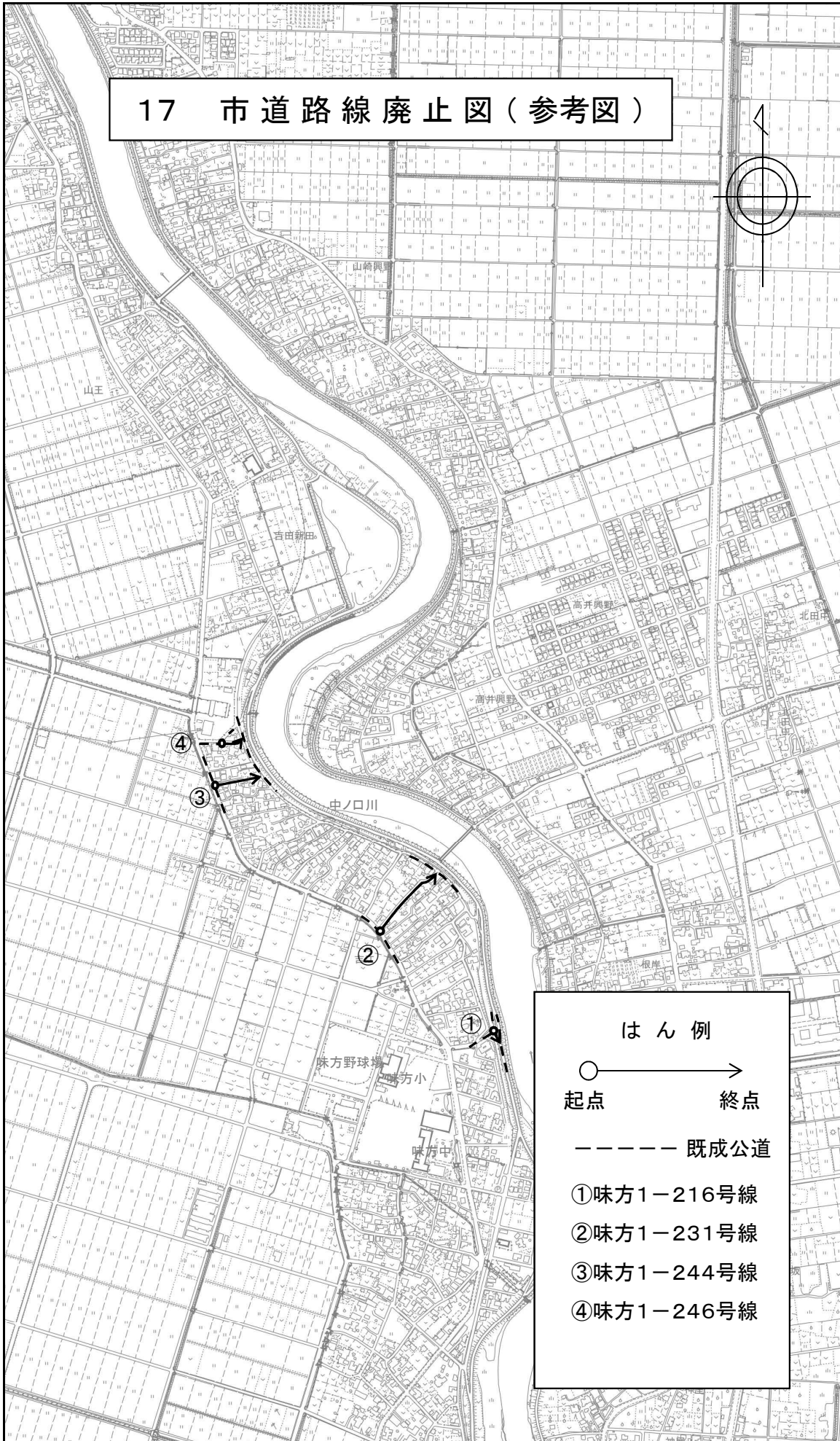
はん例

○ →
起点 終点

----- 既成公道

- ①新津2-695号線
- ②新津2-715号線
- ③新津2-720号線

17 市道路線廃止図（参考図）



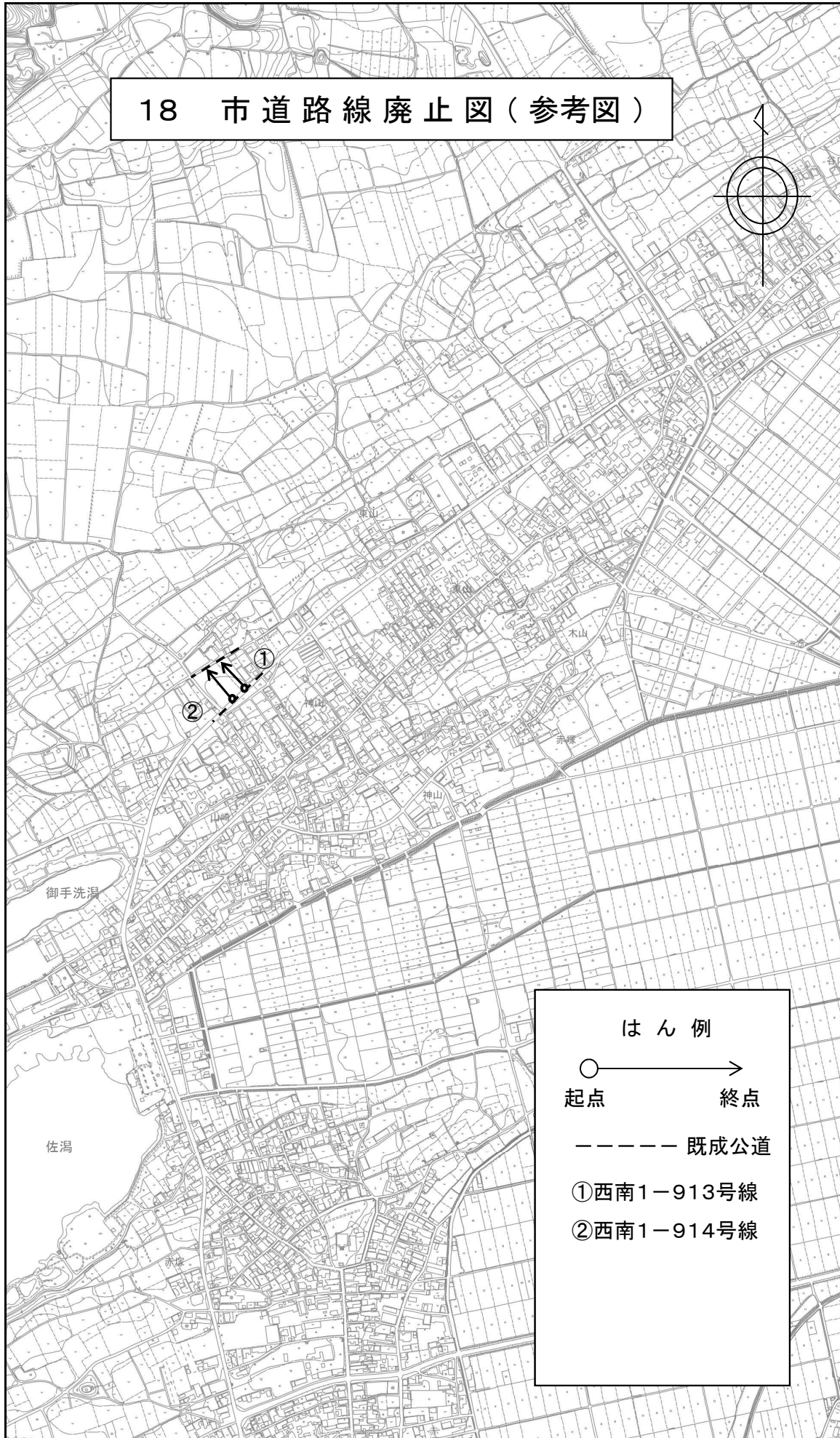
はん例

○ →
起点 終点

----- 既成公道

- ①味方1-216号線
- ②味方1-231号線
- ③味方1-244号線
- ④味方1-246号線

18 市道路線廃止図（参考図）



はん例

○ →
起点 終点

----- 既成公道

① 西南1-913号線

② 西南1-914号線

議案第 28 号

教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

石坂 学

神林 むつみ

議案第 29 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和 5 年 4 月 1 日

3 契約の金額

15,000,000 円を上限とする額

4 費用の支払方法

契約の定めるところによる

5 契約の相手方

住所 新潟市中央区南出来島 1 丁目 10 番 18 号 6

氏名 植木 謙治

資格 公認会計士